

ID: 470

担当部署: 企画部 国際文化推進室 図書館

処分の概要	教材・教具の使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立図書館視聴覚教育ライブラリー運営規則 第5条第1項		
例 規 番 号	令和6年規則第58号		
【根拠条文】 (使用の申請) 第5条 使用者は、視聴覚教育ライブラリー教材・教具使用申込書兼貸出書により、申込みをして許可を受けなければならない。 2 教材・教具の貸出しを受けるときは、登録証を館長に提出しなければならない。 【基準】 根拠条文及び第7条の規定による。 (使用の不許可) 第7条 次のいずれかに該当すると認められる場合は、ライブラリーの教材・教具の使用を許可しないものとする。 (1) 教材・教具の操作技術を有しないとき。 (2) その他館長が不適當と認めるとき。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和6年4月1日	最終変更年月日	年 月 日